

令和5年8月臨時会

横芝光町議会会議録

令和5年 8月29日 開会

令和5年 8月29日 閉会

横芝光町議会

令和5年8月横芝光町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (8月29日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定の件	3
諸般の報告	4
議案第1号の上程、説明	7
議案第1号審議(質疑・討論・採決)	8
閉会の宣告	9
署名議員	11

8 月 臨 時 会

(第 1 号)

令和5年8月横芝光町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和5年8月29日（火曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 議案第1号について（町長提案理由説明）
日程第 5 議案第1号審議（質疑・討論・採決）
横芝小学校改築工事請負契約の締結について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	森	大地	君	2番	内	田	美	穂	君			
3番	霞	浩	子	君	4番	市	原	成	一	君		
5番	印	東	彦	治	君	6番	小	倉	弘	業	君	
7番	森	川	貴	恵	君	8番	秋	鹿	幹	夫	君	
9番	宮	菌	博	香	君	10番	山	崎	義	貞	君	
12番	鈴	木	輝	男	君	13番	川	島		仁	君	
14番	川	島	富	士	子	君	15番	鈴	木	克	征	君
16番	鈴	木	唯	夫	君							

欠席議員（1名）

11番 鈴木和彦君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	佐藤晴彦君	副町長	山田智志君
総務課長	及川雅一君		財政課長	向後和彦君
教育長	實川睦子君		教育課長	鈴木正広君

職務のため出席した者の職氏名

局	長	渡邊 奨	書	記	椎名悦子
---	---	------	---	---	------

◎開会の宣告

○副議長（鈴木輝男君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ち、ご報告申し上げます。

鈴木和彦議長が本日欠席のため、地方自治法第106条の第1項の規定により、私が議長の職務を行います。

ただいまの出席議員は15名です。よって、本日の会議は成立いたしました。

これより令和5年8月横芝光町議会臨時会を開会いたします。

なお、議会事務局職員などによる議場内の写真撮影を許可しましたので、あらかじめご了承ください。

（午前 9時59分）

◎開議の宣告

○副議長（鈴木輝男君） 本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○副議長（鈴木輝男君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、

13番 川 島 仁 議員

4番 市 原 成一 議員

を指名いたします。

◎会期決定の件

○副議長（鈴木輝男君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（鈴木輝男君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○副議長（鈴木輝男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者について、お手元に配付された印刷物によりご了承願います。

次に、本日、町長から議案の送付があり、これを受理したので報告いたします。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

初めに、7月27日に開催されました令和5年山武郡市環境衛生組合議会第1回臨時会について、鈴木克征議員。

〔15番議員 鈴木克征君登壇〕

○15番（鈴木克征君） 改めまして、おはようございます。

去る7月27日に開催された令和5年山武郡市環境衛生組合議会第1回臨時会の概要を報告いたします。

本臨時会には、議長及び副議長の選挙並びに2議案が提案され、議長には山武市の萩原善和氏が、また副議長には鈴木唯夫議員が選出されました。

議案第1号は、令和5年度山武郡市環境衛生組一般会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ270万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億3,070万円とするものであります。

議案第2号は、山武郡市環境衛生組合監査委員の選任についてであります。

本案は、監査委員でありました市原成一委員が本年3月31日に退任されたことから、新たに横芝光町在住の櫻井信雄氏を監査委員に選任すべく、地方自治法第292条において準用する同法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるため提案されたものであります。

提案されました2議案は、いずれも原案どおり可決、承認されました。

以上、令和5年山武郡市環境衛生組合議会第1回臨時会の概要報告とさせていただきます。

〔15番議員 鈴木克征君降壇〕

○副議長（鈴木輝男君） 次に、8月7日に開催されました匝瑳市横芝光町消防組合議会令和5年8月臨時会について、小倉弘業議員。

〔6番議員 小倉弘業君登壇〕

○6番（小倉弘業君） 去る8月7日に開催されました匝瑳市横芝光町消防組合議会令和5年

8月臨時会の概要報告をさせていただきます。

本臨時会は、副議長の選挙並びに報告1件と議案6件が提案され、副議長には、私、小倉弘業が選出されました。

報告第1号は、専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）であります。

本件は、救急出動中における救急自動車の物損事故について、地方自治法第292条の規定により準用する同法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告されたものであります。

議案第1号は、専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合個人情報保護法施行条例の制定について）であります。

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報の取扱事務に関し必要な事項を定めるに当たり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により令和5年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるため提案されたものであります。

議案第2号は、専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合個人情報保護審査会条例の制定について）であります。

本案は、匝瑳市横芝光町消防組合個人情報保護法施行条例の制定に伴い、個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するための審査会の設置に関し必要な事項を定めるに当たり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、令和5年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるため提案されたものであります。

議案第3号は、専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について）であります。

本案は、令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第6項に規定する5類感染症へ移行されることに伴い、防疫等作業手当の支給に関し所要の条文の整備をするに当たり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、令和5年5月8日に専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるため提案されたものであります。

議案第4号は、令和5年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、歳入歳出それぞれ1億4,834万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,463万9,000円とするものであります。

議案第5号は、匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、急速充電設備に係る事項等に関し、所要の条文の整備をするため提案されたものであります。

議案第6号は、匝瑳市横芝光町消防組合監査委員の選任についてであります。

本案は、議員選任の監査委員の秋鹿幹夫委員が令和5年4月30日をもって任期満了となったことから、新たに市原成一議員を監査委員に選任すべく、地方自治法第292条の規定により準用する同法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるため提案されたものであります。

提案されました6議案は、いずれも原案どおり可決、承認されました。

以上、匝瑳市横芝光町消防組合議会令和5年8月臨時会の概要報告とさせていただきます。

〔6番議員 小倉弘業君降壇〕

○副議長（鈴木輝男君） 次に、8月8日に開催された令和5年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会臨時会について、川島富士子議員。

〔14番議員 川島富士子君登壇〕

○14番（川島富士子君） おはようございます。

去る8月8日に開催されました令和5年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会臨時会の概要を報告させていただきます。

本臨時会に提案された案件は、1議案であります。

議案第1号は、千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてであります。

本案は、監査委員の任期満了に伴い、千葉県後期高齢者医療広域連合議会副議長より推薦のあった麻生紀雄氏の千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員への選任について、議会の同意を求めるべく提案されたものであります。

提案されました議案は、議決の結果、同意されました。

以上、令和5年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会臨時会の概要報告とさせていただきます。

できます。

〔14番議員 川島富士子君降壇〕

○副議長（鈴木輝男君） 最後に、8月10日に開催された八匠水道企業団議会令和5年8月定例会並びに8月17日に開催された令和5年第2回山武郡市広域行政組合議会定例会については、お手元に配付の資料をもって報告とさせていただきます。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第1号の上程、説明

○副議長（鈴木輝男君） 日程第4、議案第1号を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

本日ここに、令和5年8月横芝光町議会臨時会をお願い申し上げましたところ、議員各位には時節柄ご多用の折にもかかわらず、ご参集いただき誠にありがとうございます。

また、平素より町の各種事業の推進にあたり格別なるご高配とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、本臨時会に提案いたしました議案の提案理由について、ご説明を申し上げます。

お手元の令和5年8月横芝光町議会臨時会提案理由説明書をご覧ください。

議案第1号 横芝小学校改築工事請負契約の締結についてでございますが、本案は、横芝小学校改築工事請負契約の予定価格が条例で定める基準に該当するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めべく提案したものでございます。

以上、提案いたしました案件につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○副議長（鈴木輝男君） 次に、担当課長の説明を求めます。

議案第1号について、財政課長。

〔財政課長 向後和彦君登壇〕

○財政課長（向後和彦君） 議案第1号につきまして補足説明をさせていただきます。

ピンク色の表紙の議案つづり、1ページをご覧ください。

横芝小学校改築工事請負契約の締結についてであります。

契約の目的は、横芝小学校改築工事。

契約の方法は、価格その他の条件が本町にとって最も有利なものをもって申込みをしたものを落札者とする総合評価落札方式による一般競争入札で、去る8月3日、予定価格及び低入札価格調査基準価格を事前公表した上で電子入札を行ったところ、税抜きの予定価格32億3,000万円に対し、古谷・畔蒜・青柳特定建設工事共同企業体から入札金額32億2,000万円の応札がありました。

落札者につきましては、町建設工事等入札参加者選定審査委員会の審査及び学識経験者への意見聴取による落札者決定基準に基づき、事前に事業者から提出のある技術資料を採点した技術評価点を入札金額で除した評価値により決定するもので、この結果、入札金額に消費税を加えた35億4,200万円を契約金額とし、契約の相手方を古谷・畔蒜・青柳特定建設工事共同企業体として請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第1号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔財政課長 向後和彦君降壇〕

○副議長（鈴木輝男君） 以上で、執行部からの提案理由説明を終わります。

◎議案第1号審議（質疑・討論・採決）

○副議長（鈴木輝男君） これより、議案審議を行います。

日程第5、議案第1号 横芝小学校改築工事請負契約の締結について、を議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次、発言を許します。

宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） 参考までに教えてください。技術評価点等を設けてやったということなんですけれども、どのくらいの基準を設けてやったか参考までにお知らせいただけるとありがたいんですけれども。よろしくお願いいたします。

○副議長（鈴木輝男君） 財政課長。

○財政課長（向後和彦君） 技術評価点につきましては、企業の施工能力、また配置予定技術者の能力、地域精通度、地域貢献度、こういったものを評価点として見たものでございます。以上でございます。

〔「はい」と言う人あり〕

○副議長（鈴木輝男君） ほかにありませんか。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○副議長（鈴木輝男君） 原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（鈴木輝男君） 異議なしと認め、これより議案第1号の審査について採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（鈴木輝男君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○副議長（鈴木輝男君） 以上で、本臨時会に付議された案件の全てを議了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和5年8月横芝光町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午前10時23分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 副議長 鈴木輝男

議員 川島 仁

議員 市原成一